

松本市食の多様性対応ピクトグラム使用の手引き

1 目的

この手引きは、「松本市食の多様性対応食材ピクトグラム（以下「食材ピクトグラム」という。）」の使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な使用を図ることにより、事業者から観光客や市民への積極的な食の多様性情報の提供に資することを目的とします。

2 食材ピクトグラムは以下のとおりです。



3 権利等

食材ピクトグラムに関する全ての権利は、松本市に帰属するものとします。

4 使用方法

- (1) 食材ピクトグラムを使用しようとする者は、あらかじめ「松本市食の多様性対応食材ピクトグラム使用申請書（別記様式）」を松本市に提出するものとします。
- (2) 食材ピクトグラムを使用する者（以下「使用者」という。）は、別記グラフィックマニュアル及び別に定めるピクトグラム使用ガイドラインを遵守するものとします。ただし、松本市が特に認めた場合はこの限りではありません。
- (3) 使用者は別記グラフィックマニュアルの基本色で使用するものとします。ただし、視認性を損なわない限りにおいては色の変更を認めますので、事前に観光ブランド課へ連絡してください。
- (4) 松本市は、食材ピクトグラムの適正な活用を図るため必要と認めるときは、使用者に対し、使用状況について報告を求めることができます。
- (5) 食材ピクトグラムが表示されたものに関する事故又は苦情が発生した場合における一切の責任は使用者が負うものとし、当該使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければなりません。

5 使用の中止等

松本市は、使用者による食材ピクトグラムの使用が次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあることが明らかであると認めるときは、当該使用を差し止め、又は中止させることができます。この場合において、使用者に生じた損害に対しては、松本市はその責を負いません。

- (1) 松本市のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標、意匠等として独占的に使用するとき。
- (3) 政治・宗教・思想等の活動に利用しようとするとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反するとき。
- (5) 市民、観光客等に誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、松本市が適当でないと認めるとき。

6 使用料

食材ピクトグラムの使用料は、無料とします。

松本市文化観光部観光ブランド課 松本市大手3-8-13 5F TEL 0263-34-8307 FAX 0263-34-3049 メール kankou@city.matsumoto.lg.jp
--